

別添 1

嵐山町管理型浄化槽整備推進事業
(第 2 期事業)
業務要求水準書



令和 3 年 11 月 12 日

埼玉県嵐山町

目 次

第1章	総則
第2章	事業の推進に関する事項
第3章	設置工事に関する事項
第4章	維持管理に関する事項
第5章	業務実施状況の監視に関する事項
第6章	その他の事項
別紙	町とPFI事業者（SPC）のリスク分担の基本的な考え方

第1章 総則

1 業務要求水準書の適用

この「業務要求水準書」は、嵐山町（以下「町」という。）が、「嵐山町管理型浄化槽整備推進事業（第2期事業）」（以下「本事業」という。）をPFI事業として実施するにあたり、町が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号、以下「PFI法」という。）第2条5項に基づいて選定する選定事業者（以下「PFI事業者」という。）に要求する業務水準を示すものである。

2 事業実施の基本

本事業は、「嵐山町管理型浄化槽条例」（平成23年6月10日条例第13号、以下「条例」という。）に基づく嵐山町管理型浄化槽の整備事業を、PFI法に基づくPFI事業として実施するものである。

本事業は、PFI法に基づき、処理区域内においてPFI事業者が浄化槽を設置し、完成後町が浄化槽を買取った上で、事業期間中における当該浄化槽の保守管理業務を当該PFI事業者へ委託して実施させる方式、いわゆるBTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施される。

本事業の実施にあたってPFI事業者は、本事業が公共用水域の水質保全並びに生活環境の改善を図ることを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとし、また町は本事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、町とPFI事業者は対等な立場で事業の円滑な推進に向けて相互に協力、協調するものとする。

3 遵守すべき法令等

PFI事業者は本事業を実施するにあたり、条例、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法その他の関係法令等を遵守するものとする。下記にその主なものを掲げる。

- ・ 条例
- ・ 浄化槽法
- ・ 建築基準法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 建設業法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 上記法等に関する施行令、施行規則、及び通知、通達等
- ・ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱（令和2年3月31日環循適発第20033115号環境省環境再生・資源循環局長通知）
- ・ 公共浄化槽等整備推進事業に関連する通知等

- ・ 浄化槽整備事業国庫補助（交付金）制度関係通知
- ・ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針及び同解説
- ・ 浄化槽の設計・施工上の運用指針
- ・ その他の関連法令

4 国庫補助（交付金）制度への対応

本事業で設置された浄化槽については、一定期間後、環境省所管循環型社会形成推進交付金を活用して、町が買取り事業を実施することを予定しているものである。

したがって、PFI 事業者は本事業の実施にあたっては、この国庫補助（交付金）事業が円滑に執行できるよう留意するほか、交付金制度に係る情報収集や理解度の向上に努めるものとする。

なお、本事業に関する上記の交付金制度に変更があった場合は、必要に応じて町と PFI 事業者が互いに協力し本事業の継続に努力するものとする。

5 官公署等その他関係機関に対する手続き等

本事業の実施に当たって必要となる官公署等その他関係機関への申請手続き等で、PFI 事業者が必要とする事項については、PFI 事業者の責任において行うこと。

また、町が行うべき手続きについては、手続きに必要な書類・資料等の作成について、PFI 事業者は全面的に協力するものとする。

6 PFI 事業者の権利義務等に関する制限及び資本金の確保

町の事前の承諾がある場合を除き、PFI 事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

本事業を遂行するため、PFI 事業者に出資を行った企業は、本事業が終了するまで PFI 事業者の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。

PFI 事業者の資本金については、事業執行のために必要かつ十分な額を確保しなければならない。

また、PFI 事業者は、町と事業予定者の代表企業との間で取り交わす基本協定書の締結までに株主間協定書を作成し、構成員の出資割合、役割分担、責任等を明確にするものとする。代表企業の出資割合は、事業期間を通じて構成企業の最大出資とする。

第 2 章 事業の推進に関する事項

1 本事業の方針

1.1 業務全体に関する事項

PFI 事業者は、本事業が生活排水の適正な処理の推進によって、住民の生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資することを目的とするものであることを十分理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

PFI 事業者は本事業の実施において、常に品質向上と安全確保に努めるとともに、業務の効率性及び透明性を確保しつつ本事業に対する住民の信頼度の向上に努めなければならない。

PFI 事業者は経営の安定を図るため、適切な財務会計及び財務管理に努めなければならない。

1.2 環境負荷軽減に関する事項

PFI 事業者は本事業において設置及び維持管理を行う浄化槽について、安定的な機能を発揮し、その放流水の水質を確保するために必要な措置を講じなければならない。

PFI 事業者は浄化槽の設置業務において、周辺・近隣に対する騒音・振動、粉じん等の影響を制するとともに、発生する廃棄物や残土の適切な処理を行わなければならない。

1.3 住民サービスに関する事項

住民に対して良質なサービスを提供するため、PFI 事業者は窓口の設置や緊急対応のための体制を構築するなど種々の工夫を行うものとする。

また、浄化槽の設置業務及び維持管理業務に係る費用の低減策を講じることにより、町の支援策と相まって住民負担のより一層の軽減に努めなければならない。

2 業務コストの縮減

2.1 浄化槽の設置業務

PFI 事業者は浄化槽の設置工事について、標準工事においては国庫補助制度における基準額を把握し、コストの縮減に努めなければならない。

2.2 浄化槽の維持管理業務

PFI 事業者は浄化槽の保守点検、修繕の維持管理業務について、町内の実勢価格を踏まえコスト縮減に努めなければならない。

3 地域への貢献

PFI 事業者は本事業の実施にあたり、地元企業の活用、地域の人材活用、環境保全活動等、地域への貢献に努めなければならない。

4 広報

PFI 事業者は本事業の効率的推進のため、住民への周知・PR を行うものとする。

4.1 広報計画

周知・PR の主たる内容は次のとおりであるが、このほか、応募者からの多彩な提案を求めるものである。また、PFI 事業者は事業の着手に先立って、住民向けの広報計画を作成及びしなければならない。

(1) 本事業の趣旨と概要

- (2) 本事業における町と PFI 事業者、また、住民との関係及びそれぞれの役割
- (3) 地域の生活環境改善のために浄化槽が果たす役割
- (4) 汲取り便槽、単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の相違
- (5) 合併処理浄化槽の必要性
- (6) 浄化槽設置工事の概要
- (7) 浄化槽設置工事と、それに併せて住民負担により任意に実施するトイレ等の家屋改良工事との関係、費用負担、所有権の関係
- (8) 浄化槽の使用方法、使用上の留意事項
- (9) 浄化槽の維持管理業務の概要
- (10) 受益者分担金、増嵩経費及び使用料の概要
- (11) 単独処理浄化槽及び汲取り便槽転換に伴う宅内配管工事費及び撤去費助成金の概要

4.2 浄化槽の設置及び寄付採納の勧奨

浄化槽の設置及び寄附採納をより効率的に推進するため、PFI 事業者は事業内容の周知とともに寄付採納への勧奨を行うことが出来る。

4.3 浄化槽の適正な維持管理に関する普及啓発

PFI 事業者は本事業の趣旨に則り町と協力し、町内で浄化槽を使用又は管理する住民に向けて、浄化槽の適切な維持管理について広く普及啓発を行わなければならない。

5 事業計画

5.1 事業計画

PFI 事業者は本事業の実施にあたって、事業着手までに事業計画を作成し、町の承諾を得なければならない。

5.2 事業計画の概要

PFI 事業者は事業計画において、事業実施計画、事業収支計画及び資金調達計画を示すとともに町の支払総額とその内訳を添付するものとする。

5.3 第 2 期事業の整備予定基数及び維持管理予定基数

浄化槽の設置業務については、PFI 事業者は、契約日から概ね 7 年間の間に約 300 基の浄化槽設置工事を完了させるものとする。(表 1 に人槽別整備予定基数を示すが、実際の人槽別内訳は問わない。) この目標を達成するため、町は、PFI 事業者に積極的に協力するものである。

PFI 業者が設置し、完成後町が買取った浄化槽及び寄付を受けた浄化槽計 400 基、第一期事業で町が管理している浄化槽の約 800 基、事業期間合計計約 1,200 基について、事業期間中における維持管理業務は町が PFI 業者に委託して実施する。

表 1 整備予定基数の内訳

人槽規模	設置予定数
5 人	113
7 人	143
10 人	44
合計	300

5.4 事業促進に関する措置

PFI 事業者は本事業をより効率的に推進するため、住民負担の軽減と安定的な財務運営に努めるとともに、事業の促進のための措置を計画的に講じなければならない。

5.5 リスク管理の方針

本事業における浄化槽の設置業務、維持管理業務に係る責任は、原則として PFI 事業者が負うものとする。町と PFI 事業者の主なリスク分担を以下に示すが、その他については別紙 1 「町と PFI 事業者（SPC）のリスク分担の基本的な考え方」によるものとする。

なお、PFI 事業者は可能な限り保険等のリスク回避のための措置を講じるものとする。

(1) PFI 事業者が負うリスク

- ① 住民への周知・設置推進の PR 等に係る責任。
- ② PFI 事業者が設置工事のために行った調査、設計の不備及び誤り等から生じる責任、並びに、これらに起因する修繕費用等、また事業工程の遅延等にかかる責任。
- ③ 設置工事の実施に伴う各種トラブル（浄化槽法等に基づく手続き、工事計画、工事費算定、近隣騒音などを含む）処理に関わる責任。
- ④ PFI 事業者と指定検査機関及び清掃業務受託者との間の業務実施に関するトラブルに係る責任。
- ⑤ 設置工事期間中における自然災害等に起因する設備損壊に関わる責任（PFI 事業者は、建設工事保険等、当該リスクを担保するための保険へ加入するものとする）
- ⑥ PFI 事業者が、浄化槽の設置工事に伴い、設置申請者の希望による、浄化槽設置工事とは関係のない別途工事を請け負ったことにより生じる責任。

(2) 町が負うリスク

- ① 本事業に対する国庫補助（交付金）制度の変更に起因して本事業スキームに重要な変更が行われた場合、これに起因する事業の遅延等の責任。
- ② 浄化槽の完成後に当該浄化槽の撤去又は新設が必要になった場合の責任。但し、規模変更、負荷量変更に係るものに限る。また、PFI 事業者の判断に過失があった場合は、浄化槽の撤去又は新設に要する費用及びこれらの対応に必要な経費等その限度に応じて、PFI 事業者が町に対して損害賠償する責任を有する。
- ③ 浄化槽の完成後、町が買い取る前に、転居、死去等のため、浄化槽が使用されなくなり、買取りの必要がなくなったことの責任。但し、PFI 事業者の判断に過失があ

った場合は、その限度に応じて、PFI 事業者は町に対して損害賠償する責任を有する。

- ④ 事業期間中において不可抗力災害等に起因する浄化槽やその設置に必要な器具等の設備損壊に係る責任。但し、浄化槽の設置工事期間中におけるリスク分担については、町と PFI 事業者との協議により、負担割合を決定する。
- ⑤ 使用料の不納付者に対する責任。

(3) PFI 事業者の負担するリスクに対する追加的措置

- ① PFI 事業者は、第三者賠償責任保険に加入するものとする。この保険は、工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼした場合及び事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するためのものである。
- ② PFI 事業者は浄化槽に異常が生じ、その原因が明らかでない場合に速やかに改善を図るため、補償制度、保証協定その他同種の措置を講じなければならない。

5.6 SPC の資本金

PFI 事業者は SPC を適正に管理運営するために必要な資本金及び資金を確保し、その維持に努めなければならない。

PFI 事業者は、運営資金に不足が生じた場合の対応を予め定めるとともに、関係者と必要な協定、契約等を結ばなければならない。

第 3 章 設置工事に関する事項

1 設置業務の実施体制等

1.1 設置業務の実施体制

PFI 事業者は設置業務の実施にあたって、必要な有資格者を適切に配置するとともに、事故、災害等の緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

PFI 事業者は設置業務の対象となる現場の安全管理に留意し、必要な監視員等を配置しなければならない。

PFI 事業者は必要に応じて協力企業に設置業務の一部を実施させることができる。ただし、事業者は、協力企業に設置業務の一部を請け負わせる際には、設置に必要な資格者を配置するなど適切な業務管理を行わなければならない。

1.2 窓口業務

PFI 事業者は、少なくとも以下の曜日及び時間については、設置業務に係る窓口を設置し、設置申請受付等の住民対応を行うものとする。

- ・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。）
- ・受付時間：午前 9 時～午後 5 時

1.3 管理・運営の方法

PFI 事業者は、常に設置業務の安全確保及び事故・災害等の対応に努めるとともに、必要な資材の調達と保管を適切に行い、機材や仮設材の保管又は備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

2 設置工事計画

2.1 設置する浄化槽の規格

本事業で設置する浄化槽の機種については、浄化槽法第4条第1項の規定による技術上の基準に適合し、高度処理型（窒素除去型以上）の性能を有するものでなければならない。

ただし、地形、家屋敷地状況等の個別の事情により標準仕様での設置が困難と思われる場合はこの限りでない。

なお、設置に際しては建築基準法の認定証、全国浄化槽推進市町村協議会の登録証等を示すとともに、予め町の承認を得なければならない。

2.2 年度別設置工事計画

(1) 事業対象戸数

浄化槽処理促進区域内において、今後の浄化槽整備の可能性がある住宅等の潜在的戸数は580戸程度（この内、単独処理浄化槽は470戸程度）と推計されている。

(2) 年度別設置目標基数

PFI 事業者は事業契約に定める事業期間において概ね300基の浄化槽の設置工事を行うものとし、表1に示す年度別設置基数を目標として年度別の設置工事計画を作成するものとする（人槽別内訳は問わない）。

PFI 事業者は設置工事計画の目標を達成するため、町や関連事業者と主体的に協力し、連携を図らなければならない。

PFI 事業者は表1に示す設置目標基数と整合した人員・資器材等の配置計画を示すものとする。

表1 設置目標基数

	人槽	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	計
設置基数	計	50	50	40	40	40	40	40	-	-	-	300
	5人槽	19	19	15	15	15	15	15	-	-	-	113
	7人槽	24	24	19	19	19	19	19	-	-	-	143
	10人槽	7	7	6	6	6	6	6	-	-	-	44

2.3 工事情質向上の考え方

PFI 事業者は浄化槽法等の関係法令等に基づき、安全、品質及び信頼の向上に努めながら設置工事を行わなければならない。特に、基礎工事、土工事（掘削、山留、埋戻）、管工事、支障物（地中埋設物を含む）の除去と復旧、廃棄物や残土等の処理、事故や労働災害の防止等について細心の注意を払うとともに、品質向上のための業務改善に努めなければならない。

2.4 関連工事請負の考え方

PFI 事業者が PFI 事業に係る設置工事に併せて、設置申請者の希望により、設置申請者の負担による浄化槽関連家屋改良工事を請け負う場合、当該浄化槽関連家屋工事は適正な価格で請け負わなければならないものとする。

2.5 設置工事の手順

- (1) 浄化槽の設置を希望する者は、工事計画の内容について PFI 事業者と合意したときは PFI 事業者を経由して、条例に規定する浄化槽設置申請書を町に提出するものとする。PFI 事業者は現地調査、設計及び資料収集を行った上で浄化槽の設置を希望する者に事業や工事の内容・方法、工事中の仮設備、支障物の処理と復旧、設置後の維持管理・法定検査や浄化槽の使用方法、受益者分担金、増嵩経費及び使用料その他の必要な事項を説明しなければならない。
- (2) PFI 事業者は浄化槽法第 5 条に基づく浄化槽設置届、浄化槽法第 12 条の 5 に基づく公共浄化槽設置計画書等、必要な書類を町に提出する。
- (3) 町長は、提出された申請書の内容を審査し、その結果について PFI 事業者を経由して設置申請者に通知する。
- (4) PFI 事業者は PFI 事業者の責任と費用負担により、浄化槽の設置に関する調査、設計、工事について当該浄化槽の設置申請者と協議し、工事計画書を作成し、設置申請者の承諾を求めるものとする。PFI 事業者は設置申請者の同意がなければ、当該浄化槽の設置工事に着手してはならない。
- (5) PFI 事業者は速やかに当該設置申請者と工事内容を協議し、設置工事契約を締結する。
- (6) PFI 事業者は浄化槽の設置に伴う処理水の放流について、必要に応じ関係官公署又は利害関係者との調整を行わなければならない。
- (7) 設置申請者は浄化槽設置工事に着手するまでの間に、条例に定める分担金を納付するものとする。
- (8) PFI 事業者は浄化槽の設置に伴い、町と設置申請者が締結する協定書及び民有地の無償貸借契約について仲介を行うものとする。
- (9) PFI 事業者は浄化槽法等の関連法令等に基づき、浄化槽の設置工事を自らの責任により実施するものとする。
- (10) 完成した浄化槽施設は町の完了検査を受けなければならない。
- (11) 完成した浄化槽施設は設置申請者が所有する部分を除き、町が買取るまでの間は PFI 事業者の所有となる。

2.6 浄化槽の設置工事に係る標準仕様及び標準工程

PFI 事業者は事業契約に先立ち、浄化槽の設置工事に関する標準的な仕様及び工程を作成し町の承認を得るものとする。

2.7 地域特性等を考慮した工事計画及び特殊工事の扱い

PFI 事業者は浄化槽の設置工事計画の作成に際しては、浄化槽処理促進区域の地形、気象、家屋敷地状況等を十分に考慮しなければならない。また、標準仕様と異なる特殊工事が必要となった場合は、町と協議の上、特殊工事の採否を決定するものとする。なお、当該特殊工事への対応は標準工事とは別に行うものとする。

2.8 設置工事の品質確保

2.8.1 PFI 事業者の行う自主検査

- (1) PFI 事業者は設置工事の完成後に、不可視となる箇所について工事中の自主検査を行い、工事写真を添付のうえ検査の内容及び結果を記録し、保管すること。
- (2) 浄化槽設置工事に関し、PFI 事業者は環境省通知「合併処理浄化槽設置整備事業の推進体制の強化について（平 11 年 3 月 31 日付衛浄第 17 号）」に準じたチェックリストにより工事検査を行い、工事写真等必要な書類を作成及び添付の上保管するものとする。

2.8.2 町が行う工事完了検査

- (1) PFI 事業者は上記の工事自主検査において合格した浄化槽について、町による完了検査の実施を要請するものとする。
- (2) 町は上記要請に基づき、当該浄化槽の町による完了検査を行い、完了検査に合格した場合はその旨を通知するものとする。
- (3) 町による完了検査を行い、不合格となり、町から施工の不良、書類の不備等の指摘を受けた場合、PFI 事業者は自らの負担により遅滞なく是正措置を講じ、再度、町に工事完了検査の実施を要請すること。

2.8.3 指定検査機関の行う法定検査

PFI 事業者は、本事業で設置した浄化槽に対して指定検査機関が行う法定検査（使用開始後の 7 条検査）について、以下の事項を実施するものとする。

- (1) 法定検査の実施に際し、町、使用者及び指定検査機関と協力すること。
- (2) 法定検査の結果において、総合判定が「不適正」、チェック項目が「不可」などの指摘を受けた場合は、PFI 事業者は自らの負担により浄化槽の適正な設置と機能の維持を図るための必要な措置を講じるとともに町へ報告すること。

2.8.4 浄化槽の使用権移転

PFI 事業者の設置した浄化槽は、工事の完成後、速やかに住民の使用に供されるべきであり、使用開始前の保守点検の実施及び使用権の移転は遅滞なく行わなければならない。

PFI 事業者の設置した浄化槽の使用権は、以下の手順により町へ移転するが、事業契約期間中の浄化槽管理者の権限は PFI 事業者が有するものとする。

2.8.5 使用権移転の時期と移転までの取扱い

- (1) PFI 事業者は工事完了検査の合格通知を受けた時から遅滞なく、使用開始前の保守点検

を実施する。

- (2) 設置申請者はPFI事業者を経由して町に使用開始の届出を行う。
- (3) PFI事業者は設置申請者からの使用開始届を確認の上、町に使用開始届の提出を行う。
- (4) 町は使用開始届に記載されている使用開始日より使用料の徴収を開始する。

2.8.6 浄化槽の所有権移転

- (1) 町は予算の範囲内で当該年度内に、PFI事業者が完成させた浄化槽を対象として、当該年度及び次年度に買取り事業を実施し、当該浄化槽の所有権を移転するものとする。
- (2) 買取り対象とする浄化槽は、完了検査時に対象浄化槽に係る竣工図などの関係書類が町に提出されており、その構造、機能が適正であることが確認された浄化槽とする。
- (3) 町は浄化槽買取りを実施するに当たって、国庫補助（交付金）を申請するとともに必要財源の残余分（受益者負担分を除く。）については、町債を発行し支払い財源とする。

2.8.7 工事記録の方法

PFI事業者は設置工事に係る記録（調査結果、設計図、設計計算書、取扱マニュアル、工事検査結果等）を電子データにて管理できる設置台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを町に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、設置台帳の整備に係る詳細についてはPFI事業者と町の協議により決定するものとする。

3 住民対応

PFI事業者は少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。

- ① 浄化槽設置工事に係る調査、設計及び工事計画に関する事項
- ② 工事期間中の制約事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 質問、意見、苦情等に関する事項

第4章 維持管理に関する事項

1. 維持管理業務への移行手順

1.1 設置した浄化槽

町は設置工事の完了検査合格書を発行した日をもって、PFI事業者から、当該浄化槽の使用権を取得する。PFI事業者は当該浄化槽の使用権が事業者から町に移転した日をもって、事業契約に基づき当該浄化槽の維持管理等業務を開始するものとする。PFI事業者は浄化槽法及び廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき、当該浄化槽の維持管理等業務を適切に実施するものとする。

1.2 住民から寄附採納を受けた浄化槽

- (1) 住民から寄附採納の申請を受けた PFI 事業者は、当該浄化槽が適正に設置され維持管理されているかについて確認し、適正と認められる場合には、寄附申込書に設置及び機能の状況を確認した結果を添付し町へ申込するものとする。
- (2) 町は当該浄化槽に関する設置及び機能の状況を確認し、支障がないと認めたときは、当該浄化槽に係る寄附採納を決定し、当該土地所有者と民有地の無償貸借契約及び寄附申込者と協定書を締結する。
- (3) 寄附採納に当たって修繕、改良等が必要となった場合の対応は PFI 事業者が行うものとし、その対応に要する費用は寄附申込者の負担とする。当該浄化槽が住民から寄附採納されることを町が決定した際に指定する維持管理開始日をもって維持管理業務を開始する。また、当該維持管理開始日より使用料を徴収するものとする。なお、寄附採納浄化槽について、使用権、所有権は町が所有するが、事業契約期間中の浄化槽管理者の権限は PFI 事業者が有するものとする。

1.3 第一期事業で町が管理している浄化槽

第一期事業で町が管理している浄化槽については事業開始日より維持管理開始するものとする。当該浄化槽について使用権、所有権は町が所有するが事業契約期間中の浄化槽管理者の権限は PFI 事業者が有するものとする。

2 維持管理業務の実施内容

PFI 事業者は、浄化槽の維持管理業務について、事業契約に基づき、以下の維持管理業務を実施するものとし、浄化槽法等の関係法令等に則して適切に行わなければならない。

- ① 保守点検業務（薬品の調達・管理、使用・補充等に係る業務を含む。）
- ② 汚泥清掃・収集運搬業務
- ③ 修繕業務（本体補修、ブロワ補修交換、放流ポンプ補修交換等含む全ての修繕）
- ④ 法定検査受検業務（7条検査・11条検査）

3 維持管理業務の実施体制等

3.1 維持管理業務の実施体制

PFI 事業者は、維持管理業務の実施に当たり、必要な有資格者を適切に配置するとともに、故障等緊急時に迅速な対応を図るための体制を確保しなければならない。

PFI 事業者は、維持管理業務の対象となる浄化槽の使用状況や稼動状況の把握に努めるとともに、指定検査機関の実施する法定検査に対して協力しなければならない。

PFI 事業者は、必要に応じて協力企業に維持管理業務の一部を委託することができる。ただし、当該協力企業が、維持管理業務に必要な資格（許認可・届出等）を有するとともに、維持管理業務に必要な有資格者を適切に配置できる場合に限るものとする。

3.2 窓口業務

PFI事業者は、少なくとも下記の曜日及び時間については、維持管理業務に係る窓口を

設置し、寄附採納受付等の対応を行うものとする。

- ・受付日：毎週月曜日～金曜日（年末年始及び祝祭日を除く。）
- ・受付時間：午前9時～午後5時

3.3 管理・運営の方法

PFI事業者は、常に維持管理業務の安全確保及び事故・災害時等の対応に努めるとともに、必要な資器材を適切に保管し、予備品や消耗品等の備蓄を行って効率的かつ効果的な業務の運営・管理を行うものとする。

また、PFI事業者は、協力企業に維持管理業務の一部を委託する際には、適切な業務管理を行わなければならない。

4 維持管理計画

4.1 維持管理の手順

PFI事業者は、維持管理業務の受託に当たり、予め維持管理手順を定め、町の承認を得るものとする。維持管理手順には、保守点検及び汚泥清掃・収集運搬の手順、指定検査機関及び清掃業務受託者との連携方法並びに法定検査の判定結果への対処方法を示すこと。

4.2 寄附採納の受付

PFI事業者は、寄附採納に関する受付について、予め手続関係、事前審査や台帳管理、町との連携等に関する事項について定めること。

PFI事業者は、表2に示す年度別寄附採納基数を目標として、年度別の寄附採納計画を作成するものとする。なお、寄附採納に当たり、必要となる現地調査等はPFI事業者が行うこととする。

表2 年度別寄附採納基数

	人槽	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	計
寄付基数	計	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
	5人槽	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	40
	7人槽	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	50
	10人槽	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10

4.3 年度別維持管理計画

PFI事業者は、事業契約に先立ち、表3に示す年度別維持管理対象基数と整合した人員・資器材等の配置計画を示すこと。

PFI事業者は、維持管理の対象となるすべての浄化槽が所期の処理性能を発揮することを目標とする。

PFI事業者は、毎年度4月15日までに、当該年度における清掃の実施時期を勘案のうえ浄化槽の保守点検計画書を作成し、町に承認を求めものとする。

PFI事業者は、当該年度の保守点検計画書について町の承認を得たうえで維持管理業務を

実施するものとする。

表3 年度別維持管理基数

※年度末における基数

維持管理 基数	人槽	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	計	860	920	970	1020	1070	1120	1170	1180	1190	1200
	5人槽	383	406	425	444	463	482	501	505	509	513
	7人槽	399	428	452	476	500	524	548	553	558	563
	10人槽	78	86	93	100	107	114	121	122	123	124

4.4 業務の品質向上

PFI 事業者は、個々の浄化槽の使用環境を把握し、浄化槽の状態に応じた業務の頻度及び内容を適切に管理するとともに、業務の品質向上を図るため、以下の事項を実施しなければならない。

- ① 浄化槽の正常な機能を維持するため、清掃時期の判断方法を明らかにするとともに、事故や故障の未然防止に係る措置を講じること。
- ② 浄化槽の保守点検については、物件毎に記録を作成すること。
- ③ 保守点検において浄化槽に不具合が認められた場合、又は指定検査機関の行う法定検査において総合判定が「不適正」となったり、チェック項目が「不可」となるなどの指摘を受けたりした場合で、事業者の責めに帰すべき理由によると判断される場合は、浄化槽の適正な機能を維持するための必要な措置を講じるとともに、町へ報告すること。
- ④ 保守点検に伴い修繕が必要になった場合、又は法定検査の結果によって保守点検や修繕が必要になった場合は、PFI 事業者の負担において当該作業を行うこと。

4.5 住民対応

PFI 事業者は、少なくとも以下の事項について誠意ある対応を行い、住民満足度の向上に努めなければならない。なお、これらの対応を通して、適宜、業務改善に努めていくものとする。

- ① 浄化槽の使用に関する事項
- ② 維持管理業務の内容、費用（使用料）等に関する事項
- ③ 敷地等への立入や家屋、土地その他器物の改変に関する事項
- ④ 清掃及び法定検査の結果並びに法定検査の結果に応じて講じた措置に関する事項
- ⑤ 質問、意見、苦情等に関する事項

4.6 維持管理記録の方法

PFI 事業者は保守点検、清掃、修繕及び法定検査の結果等の維持管理記録、使用状況、稼働状況等を電子データにて管理できる維持管理台帳を自らの費用により整備するとともに、当該電子データを町に定期的に提供しなければならない。

記録すべき内容や電子データの形式、提供頻度等、維持管理台帳の整備に係る詳細については、PFI 事業者と町の協議により決定するものとする。

第5章 業務実施状況の監視に関する事項

1. 監視の方法

- (1) 町は PFI 事業者の浄化槽の設置、維持管理の実施に関し、いつでも PFI 事業者の説明を求め必要に応じて現場で確認することができるものとする。また、PFI 事業者に対して、関係機関等による業務内容の検証制度の構築について求めることができるものとする。
- (2) PFI 事業者は毎年4月15日までに、当該年度における浄化槽の維持管理の計画書を作成し、町に提出し同意を得るものとする。
- (3) PFI 事業者は毎年4月末日までに、前年度の業務に関する実績報告書を作成し、町に提出するものとする。
- (4) PFI 事業者は本事業を継続的に実施できる財務状況にあることを確認するため、PFI 事業者の毎会計年度の終了後3ヶ月以内に公認会計士等による監査済みの財務書類を提出するものとする。
- (5) 提出する財務書類は、会社法第435条第2項に掲げる貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分案または損失処理案並びにこれらの付属明細書とする。なお、事業者から提出された計算書類及び事業報告については、町が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- (6) PFI 事業者は事業執行過程で知り得た個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に準じて処理するものとする。

2. 監視結果の評価

- (1) 町は PFI 事業の実施状況、PFI 事業者の履行状況を評価するため、外部コンサルタント等にその業務の一部を委託することができる。
- (2) 町は PFI 事業者が本事業に係る業務を適正に実施しているか否かについて、PFI 事業者の業務執行体制及び事業収支等の財務状況並びに設置業務及び維持管理業務、使用料徴収業務に対して、事業契約書及び業務要求水準書等に示す要求水準を満たしているかどうか監視を行い、その結果を評価する。監視の結果は、町が必要と認めるときは、これを公表する場合がある。
- (3) 業務のモニタリングの結果、PFI 事業者の提供するサービスが事業契約に定める町の業務要求水準を下回る場合、町は PFI 事業者に対して修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとする。

第6章 その他の事項

1 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町と PFI 事業者は誠意をもって協議する

ものとし、協議が整わない場合は、事業契約中に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) PFI 事業者が責めに帰すべき理由により事業の継続が困難となった場合

ア PFI 事業者の提供するサービスが事業契約に定める町の業務要求水準を下回り、その他事業契約に定める PFI 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、町は、PFI 事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出及び実施を求めることができる。その結果、PFI 事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、町は事業契約を解除することができるものとする。

イ PFI 事業者が倒産し又は PFI 事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続が困難であること、合理的・客観的に判断される場合、町は事業契約を解除することができるものとする。

ウ ア又はイにおいて、町が事業契約を解除した場合、町と PFI 事業者は、工事の進捗状況について共同で調査を行い、設置工事が竣工しているものについて町は買取りを実施し、竣工していないものについては、その工事進捗状況に応じて、町が買取り又は撤去させることができるものとする。また、町は PFI 事業者に対し、これにより町に生じた損害を請求することができるものとする。

(2) 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 町の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、PFI 事業者は事業契約を解除することができるものとする。

イ アにおいて、PFI 事業者が事業契約を解除した場合、PFI 事業者は町に対しこれにより PFI 事業者に生じた損害を請求することができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、町または PFI 事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、町及び PFI 事業者は、事業継続の可否について協議することとする。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれ相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、町及び PFI 事業者は、事業契約を解約することができるものとする。

(4) その他

上記の解除事由や損害賠償金額及び不可抗力等による契約終了時の清算方法の詳細等は事業契約で規定する。

3. 支払い手続き

(1) 買取り事業

ア PFI 事業者は、12 月末までに当該年度内に設置する見込みの浄化槽基数について町に報告する。

イ PFI 事業者は、当該年度内に町の検査に合格した浄化槽の買取について、3 月に町に

請求書を提出する。提出日については町と協議し決定する。

ウ 町はPFI事業者からの請求書を受領後、建設次年度の5月末日までに、PFI事業者に支払うものとする。

(2) 維持管理業務

ア PFI事業者は、毎年度四半期ごとに、維持管理の対象となった浄化槽施設についてその業務報告書を町に提出する。

イ 町は、事業者から報告のあった業務実施内容を確認する。

ウ PFI事業者は町が業務実施内容を確認した後、維持管理委託費請求書を町に提出する。

エ 町はPFI事業者からの請求書を受領後、速やかにPFI事業者に支払うものとする。

別紙 町とPFI事業者（SPC）のリスク分担の基本的な考え方
リスク分担表(1/2)

事業スキームの構築段階のリスク分担

リスクの種類	町		SPC	
周知・理解不足による事業の遅延	(○)	資料提出等で協力する範囲	○	住民説明及び関連経費（資料・パンフレット作成、会場設営など）はSPC負担
町民からの浄化槽設置申請数の目標未達			○	
制度変更等伴う条例の重要な変更、事業スキームの重要な変更起因する事業の遅延、契約解除	○	交付金制度変更に伴う事業遅延に対しては、町に起因する契約解除条項などで対応		
不可抗力（自然災害等）による事業続行不可	○	不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除金をSPCに支払う	(○)	不可抗力に起因する契約解除条項に基づき、契約解除に伴う一部費用を負担

※（○）は該当リスクの一部を限定的に負担するものである。

リスク分担表(2/2)

維持管理の段階のリスク分担

リスクの種類	町		SPC	
保守点検、法定検査等法定要件に関わるトラブル		トラブルに起因して町が損害を受けた場合はSPCに求償可能	○	SPCが全て責任を負う
保守点検、法定検査に関わる機能不全、使用者とのトラブル		トラブルに起因して町が損害を受けた場合はSPCに求償可能	○	SPCが全て責任を負う
想定外維持管理費用の発生		トラブルに起因して町が損害を受けた場合はSPCに求償可能	○	不可抗力災害時以外、SPCが全て責任を負う。原因者の特定により遡及可・原因者不明の時は機能保証保険利用可。不可抗力災害時は、契約に基づき、契約解除可。
使用料の未納付	○	町が全て責任を負う。未納付者の浄化槽保守点検費用も町が負担		

※（○）は該当リスクの一部を限定的に負担するものである。

資金調達・支払いの段階のリスク分担

リスクの種類	町		SPC	
SPCの破綻、契約解除時における損害の発生	○	契約解除の原因者側が負担	○	契約解除の原因者側が負担
SPCの破綻、契約解除時における修復費用の発生	○	町が負担。SPCに破綻保険への付保を要求		
SPCの破綻、契約解除時における債権者への支払い			○	SPCが負担・町への遡及は不可
町の買い取り時期の遅れ・委託費の支払いの遅れ	○	町はSPCの経過金利負担、損害を賠償する。		

※（○）は該当リスクの一部を限定的に負担するものである。